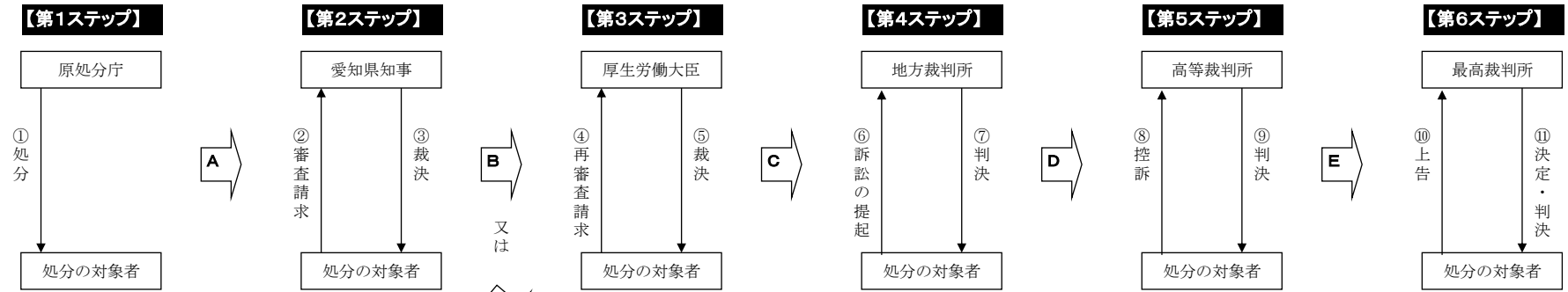


○ 生活保護に関して処分を受けた者の原処分に対する不服への対応方法



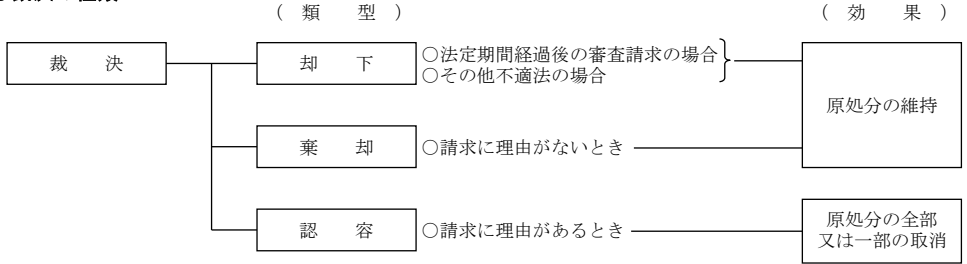
A【審査請求期間】
行政不服審査法第18条：
「処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内」

B【再審査請求期間】
行政不服審査法第62条：
「審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して一月以内」

C【出訴期間】
行政事件訴訟法第14条第1項～第3項：
「処分又は裁決があったことを知った日から6か月以内」
「処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。」

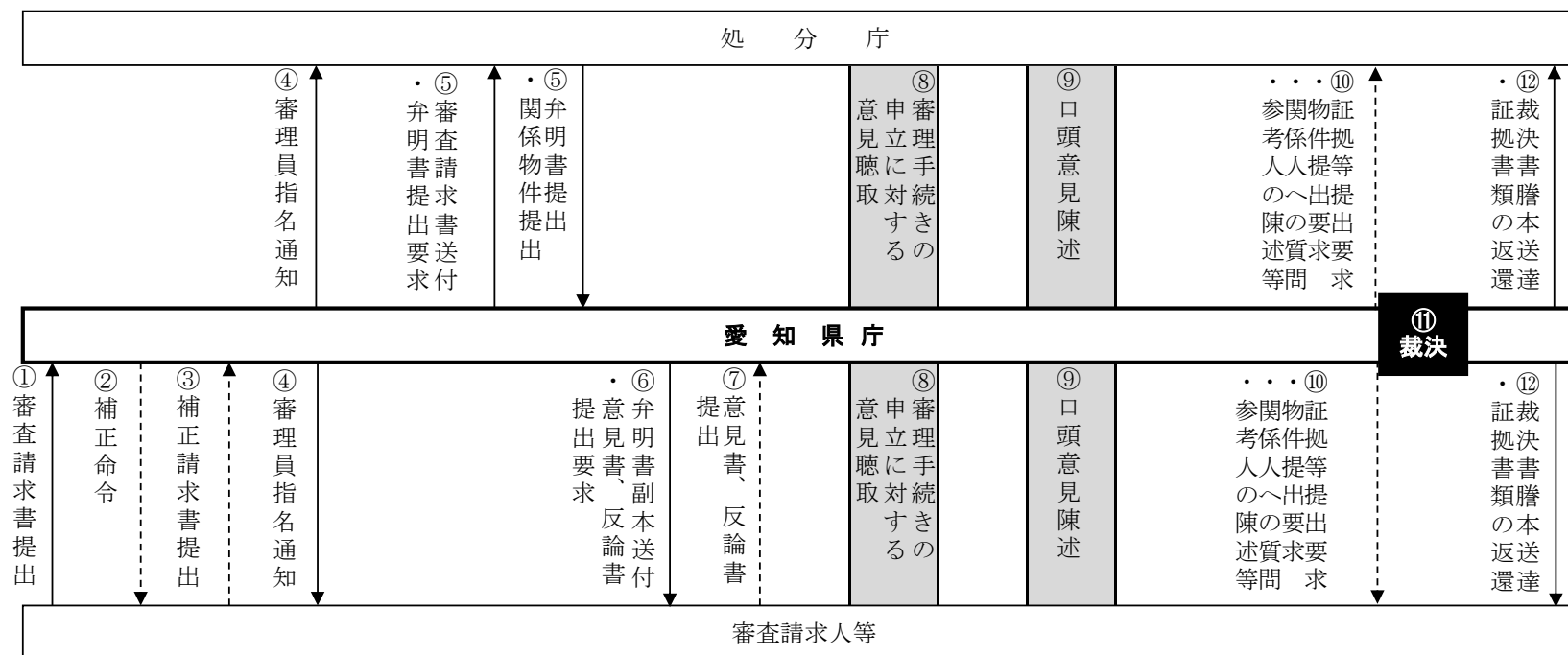
D【控訴期間】
民事訴訟法第285条
「判決書……の送達を受けた日から2週間の不変期間内に提起」

○ 裁決の種類



○審査請求手続きフロー

別紙「生活保護に関して処分を受けた者の原処分に対する不服への対応方法」の第2ステップの詳細です。



※上記フロー中、点線矢印の手続については、事案によって該当がない場合があります。
 ※上記フローは、一般的なケースを示したもので、さらに別の手続が加わる場合もあります。
 (例 物件の閲覧請求、執行停止等)